



# 佐賀県公報

平成18年  
8月30日  
(水曜日)  
第12799号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

### 規則

◎佐賀県立総合看護学院管理規則の一部を改正する規則

(八八・医務課)

◎ "

(八九・ )

### 告示

○道路の区域の変更

(五五一・道路課)

### 公告

○落札者等の公示

(情報・業務改革課)

○第二種電気工事士免状交付事務委託に係る一般競争入札

(消防防災課)

## 公布された規則のあらまし

○佐賀県立総合看護学院管理規則の一部を改正する規則 (規則第八八号)

1 佐賀県立総合看護学院の休業日及び受験手続について、規定の整備を行うこととした。(第一一条及び第一四条関係)

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県立総合看護学院管理規則の一部を改正する規則 (規則第八九号)

1 佐賀県立総合看護学院の助産学科の定員を変更するとともに、当該学院の第二看護学科を廃止することに伴い所要の改正を行うこととした。(第八条、第一一条、第一二条及び別表第四関係)

2 この規則は、平成一九年四月一日から施行することとした。

## ○規則

佐賀県立総合看護学院管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年八月三十日

佐賀県知事 古川 康

### ◎佐賀県規則第八十八号

佐賀県立総合看護学院管理規則の一部を改正する規則

佐賀県立総合看護学院管理規則(昭和四十三年佐賀県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号を次のように改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

一 佐賀県の休日に関する条例(平成元年佐賀県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日

第十四条第二号から第四号までを次のように改める。

二 保健学科又は助産学科を志願しようとする者にあつては、保健師助産師

看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第二十一条各号のいずれかに該当する者であることを証する書類及び看護師学校又は看護師養成所の成績証明書

三 第一看護学科を志願しようとする者にあつては、最終卒業学校長が発行する調査書及び学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十六条に規定する者であることを証する書類又は最終卒業学校の卒業証明書

四 その他学院院长が必要と認める書類

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県立総合看護学院管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年八月三十日

佐賀県知事 古川 康

### ◎佐賀県規則第八十九号

佐賀県立総合看護学院管理規則の一部を改正する規則

佐賀県立総合看護学院管理規則（昭和四十三年佐賀県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条中「十五名」を「十名」に改め、「第二看護学科 八十名（各学年四十名）」を削る。

第十一条第二号イ中「第二看護学科 五週間」を削り、同号ロ及びハ中

「第二看護学科 二週間」を削る。

第十二条中「第二看護学科 別表第四」を削る。

別表第四を削る。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。  
（経過措置）

2 佐賀県立総合看護学院条例の一部を改正する条例（平成十八年佐賀県条例第三十七号）附則第三項の規定により、平成十九年四月一日以後においても佐賀県立総合看護学院第二看護学科が存続する場合には、同学科の管理に関する事項については、なお従前の例による。

○ 告 示

◎佐賀県告示第五百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年八月三十日から平成十八年九月二十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年八月三十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道 路		の 区 域	
	区 間	変更前の別	幅員メートル	延長メートル
県道 薬師丸佐賀 停車場線	佐賀市久保泉町大字上和泉字徳永二十三号二二三五番三地先から	後	四九・六	二七一・七
	佐賀市久保泉町大字上和泉字徳永十九号二一九四番五地先まで	前	一一・八	

○ 公 告

次のとおり落札者等について公告します。

平成18年8月30日

収支等命令者

佐賀県統括本部副本部長情報・業務改革課長事務取扱

出 迎

- 1 委託業務名 ホストコンピュータ外部運用業務
- 2 契約の相手方を決定した手続 制限付一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成18年6月9日
- 4 落札決定日 平成18年7月19日
- 5 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏名 株式会社佐賀電算センター 代表取締役 宮地 大治
  - (2) 住所 佐賀市兵庫町藤木1427番地7
- 6 落札金額 975,450,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称 佐賀県統括本部情報・業務改革課

<p>(2) 所在地 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号</p> <p>一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成18年8月30日</p> <p>収支等命令者</p> <p>佐賀県統括本部消防防災課長 馬 場 光 彦</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 委託名 第二種電気工事士免状交付事務委託</p> <p>(2) 委託内容 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>(3) 委託期間 平成18年10月1日から平成19年3月31日まで</p> <p>(4) 委託場所 受託者の事務所とする。</p> <p>2 入札参加資格</p> <p>入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 法人であり、県内に本店を有する者又は県内に支店等を有し、県内従業員比率が50%以上の者若しくは県内従業員数が50人以上の者であること。</p> <p>(3) 現在県が行っている申請書の受付時間等と比べ、「受付時間の延長」及び「2か所以上の受付場所の設置」について対応できること。</p> <p>(4) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)に精通した者であること。</p> <p>(5) 当該事務の内容と利害関係を有さない者であること。</p> <p>3 参加資格を証する書類の提出</p> <p>入札の参加を希望する者は、2の(1)から(5)に掲げる事項を証する書類(別紙・届出書参照)を平成18年9月8日(金)午後5時までに4の(1)に掲げる場所に提出すること。</p> <p>4 入札書の提出場所等</p>	<p>(1) 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 郵便番号840-8570 佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県統括本部消防防災課保安担当 電話 0952-25-7027</p> <p>(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間 平成18年8月30日から平成18年9月8日まで(土曜日及び日曜日を除く。) の午前9時から午後5時まで</p> <p>(3) 入札書の提出日時及び提出場所 日時 平成18年9月15日(金) 午後3時 場所 佐賀県庁新行政棟 4階 危機管理センター</p> <p>(4) 決定方法</p> <p>ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相手方とする。</p> <p>イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>5 無効入札</p> <p>次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。</p> <p>(1) 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者</p> <p>(2) 当該入札について不正行為を行った者</p> <p>(3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを出した者</p> <p>(4) 1人で2以上の入札をした者</p> <p>(5) 代理人でその資格のないもの</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した者</p> <p>6 その他</p>
---	--

(1) 入札保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第2項第2号の規定により免除する。

(2) 契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除する。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年八月三十日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷